

大学院での養成に絞るといふ考え方の回答も見られる。

- ・4年制大学でやっている大学が制度化すべき。短大が地方で地元へ根ざすような社会的な役割と2年、4年、大学院までいった学生が現場に戻れるという繋がりが必要。
- ・本質的に保育の専門職の養成ということを考えてとき、2年間は短いと思う。質の高い保育士養成という面から考えると、4年制には制度としての社会的サポートが十分にある。まず4年制にマッチする資格を構想し、次に大学院で取得できる資格を用意するということが、課題として検討されるべきであろう。幼稚園教諭免許にあるような、2種・1種・専修という形が理解されやすいだろう。
- ・学習内容の多さを考慮すると、カリキュラムにもう少しゆとりを持って学ぶ時間があつた方がいいように感じられる。専門性の広さや重要性から、これからの保育者養成を考えると4年制や大学院の充実も必要であると考えられる。
- ・4年をスタンダードとする形での保育士資格を考えてみたいと思っています。現在の幼稚園教諭のように、大学院は専修、4年は1種、短大はII種とするような考えで。
- ・個人的には、2年間で養成することはもはや無理な時代になっているのではないかと考えている。4年養成が望ましいとは思ふ。大学院での教育が導入される時代がくれば、4年間でいわば基礎資格としての保育士を取得し、その上に専門化された領域別の内容をより深く学ぶというようなイメージで考えたい。
- ・現場のニーズに照らせば、子どもや国民に責任を持つことのできる保育士は少なくとも4年養成が原則であろう。大学院での教育は、おおいに奨励されるべきである。
- ・求められている保育士の資質を十分に養成するには2年では間違いなく短いと思う。入学前から卒業後の長い期間で養成を見通せる考え方で現状は行っている。保育士は保育園内で経験の浅い保育士をきちんと育てられる指導者が求められているところであり、大学院レベルの教育も必要。
- ・4年間をベースとすべきだろう。その中で特定の領域に特化するか、プラス2年間の修士課程のようなものを作ってもいいと思う。

本研究におけるこれまでの調査結果を踏まえ、また保育士養成や保育学の現状、および近接の他職種の状況にかんがみて、近い将来、大学院における養成や研究が必要だと思われる。

少子高齢化が進む中、児童の健全育成と子育て支援における、質の向上が、調査においても切実に求められている。

質の向上のためには、保育に携わる職員の専門性の向上と、保育に関する学術研究の向上が求められる。前者においては、養成の高度化だけでなく、社会や制度の変化が著しい中、一度保育職に就いた職員が新たな知見や技術を修得するためのリカレント教育も必要である。知識・技術だけでなく、専門家としての保育士のアイデンティティや使命感、倫理観をさらに深めることも重要である。

また地方分権化が推進される中で、地域における保育の質の向上を担保するために、保育行政や施策の専門家の育成が不可欠である。

大学院の課程のあり方については、調査結果からいくつかの選択肢が考えられる。

第一に、大学院の性格として、学術研究を進める一般的な大学院と、実践研究によって高い職務能力を身につけるための専門職大学院が考えられる。上記の課題から考えると、両方が存在し、高めたい専門性のニーズによって選択肢がある方がよいと思われる。保育士の専門職大学院は制度化されているわけではないが、すでにそれぞれのタイプの大学院が存在している。

ただし、大学院課程を設置するには、大学院の教員の質と量が必要になるため、濫立による相対的な質の低下を招かないよう留意する必要があるだろう。

第二に、大学院修士と資格の連動について考える必要がある。これには幼稚園教諭型と看護師型が考えられる。いずれも保育士養成課程に4年制課程が設置されると仮定しての検討であることに留意されたい。

幼稚園教諭は、大学院（修士課程、博士前期課程）で修士を取得することにより、専修免許状が授与される。これと同様に、大学院において修士を取得することにより、一段階グレードの高い資格を付与することが考えられる。

一方、看護師養成においては、大学院での修士

### Ⅲ. 考察

等の取得は看護師免許に直接反映されてはいない。国ではなく、社団法人日本看護協会によって「専門看護師」として認定される。保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を取得した上で、看護系大学院の修士課程を修了し、協会が定める所定の単位を取得し、実務研修を通算5年以上行い、そのうちの3年以上が専門分野の実務研修、このうち1年が修士課程修了後の実務研修であることが求められる。さらにそれらをクリアした上で、書類審査と口頭試問を経て認定されることになる。専門看護師には、がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援の10分野がある。なお、看護師にはほかにも、実務研修と認定教育課程（6ヶ月、600時間以上）を修めて筆記試験を受けることによって同協会によって認定される「認定看護師」などの制度がある。

保育士においてもこれと同様に、保育関係の専門団体が大学院の教育課程を認定し、研修や試験を課すことなどにより、資格を認定するという方法もありうる。

大学院のカリキュラムについては、研究を中心とする大学院と専門職大学院とで分けて考える必要がある。研究大学院の場合、例えば、保育系、養護系、障害系、子育て支援系、施設経営といった各領域を総合的にカバーする演習科目に加えて、特定のテーマの研究（哲学、社会学、歴史、方法、比較、制度、経営等）を深めるという課程が考えられる。専門職大学院の場合は、各領域を総合的にカバーする実習科目に加えて、特定領域の実践研究を深めていくことが有効であろう。



## 第6章 保育士養成施設（養成校）卒業に加えて国家試験を課すこと

### I. 国家試験制度導入を研究課題とする理由

以下に、本研究において養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて検討する理由を述べる。

#### 1. 本研究における調査結果から

本研究が実施した、施設、及び養成校教員を含む学識経験者を対象とする質問紙調査、及び聴き取り調査の結果では、以下に示すような国家試験制度導入についての賛成意見が見られた。

##### (1) 質問紙調査の結果

養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて考え方を聞いたところ、「施設」に対する質問紙調査の結果では「必要最低限レベルを確認する程度国家試験を課す」(61.9%)という意見が最も多かった。次に多かったのは「国家試験をせずに現行のままで」(22.2%)という意見で、「難易度が高い試験を課す」という回答は9.1%であった(「その他」が4.3%、「無回答」が2.5%)。

施設に対する調査結果では、養成校の卒業に加え、なんらかの試験を課すことを求める意見は7割以上となっている。なお、この質問に対する回答は、いずれの施設種(保育所、児童養護施設など)、運営主体(公立、私立)においても同様の傾向が見られた。

##### (2) ヒアリング調査の結果

質問紙によるアンケート調査で尋ねた諸点について、さらに詳細な意見を得るために、また、それらの意見の背景を明らかにするために、学識経験者・有識者及び施設・保育士養成校教員にヒアリング調査を実施した。学識経験者・有識者及び施設のヒアリング結果は同様の傾向があり、保育士の質を一定水準に確保するためのなんらかの仕組み・方法を求める意見が多く、国家試験の導入に賛成する意見が大勢を占めた。

一方、保育士養成校教員のヒアリング結果は、条件付の賛成などもあり、多様であった。

### (3) 導入に積極的な意見

国家試験を課すことに積極的な意見は、以下の3点である。

#### 1) 保育士の質の確保・向上

これに関する代表的な意見は、「入学した人がほとんどが全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業イコール保育士資格とするかは問題」である。

#### 2) 保育士への社会的信頼・評価・地位の向上

これに関する代表的な意見は、「保育士は子どもの人格形成に大きな影響を与えるものであるから一定レベルの確保は必要。保育士の意識高揚、社会的位置づけを明確にするためにも必要」である。

#### 3) 国家資格としての位置づけ

これに関する代表的な意見は、「福祉の世界では、ほとんど国家資格になっている。統一して進むべきである」である。

### 2. 保育士資格取得者の現状

施設、及び養成校教員を含む学識経験者を対象とする聴き取り調査では、指定保育士養成施設を取り巻く環境、及び保育士の資質・専門性について言及する意見が多かった。そこでここでは、指定保育士養成施設の現状について若干の整理を行うこととする。

なお、以下に示す数値等は、「会報保育士養成第59号」(平成20年8月)に掲載された厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が全国保育関係事務担当者会議(平成20年3月24日)から提供された資料(抜粋)に基づくものであり、図表については本研究が独自に作成したものである。

#### (1) 指定保育士養成施設の施設数及び入学定員

図1は、指定保育士養成施設の施設数とそこにおける入学定員を、昭和62年から平成19年までの推移から見たものである。

これをみると、指定保育士養成施設は平成13年から急激に増加し、平成19年4月1日現在の施設数(544施設)及び入学定員(51,270名)は、平成12年度(333施設、31,396名の入学定員)に対し1.6倍ほど増加していることが分る。

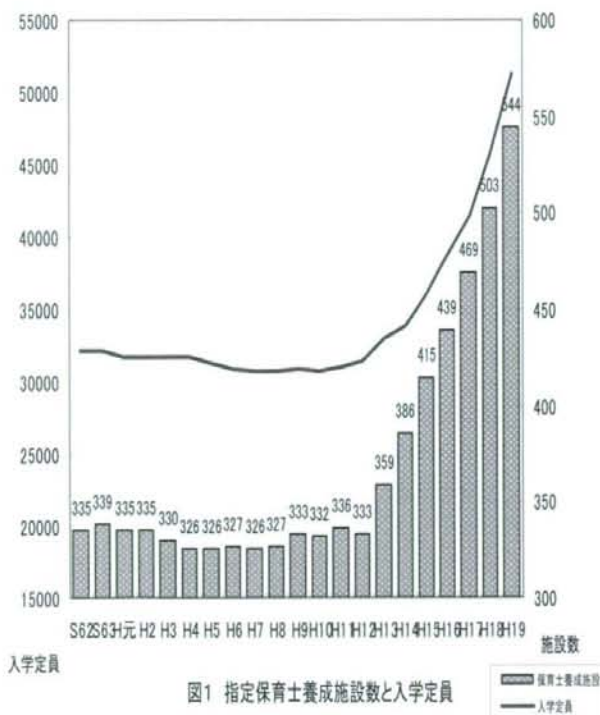


図1 指定保育士養成施設数と入学定員

## (2) 指定保育士養成施設において保育士となる資格を取得した者の就職状況

指定保育士養成施設において保育士となる資格を取得した者の就職状況は、保育所 45.5%、児童養護施設等 9.5%、幼稚園 21.4%、その他 23.6%で、過去5年間、大きな変動はない。(平成18年度実績)

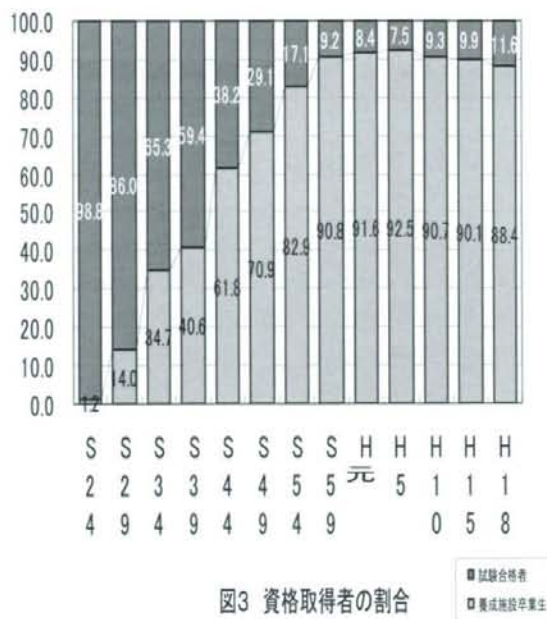


図3 資格取得者の割合

## (3) 保育士試験

平成19年度保育士試験の実績は、受験者総数 38,032 人に対する全科目合格者数は 7,750 人で、合格率は 20.4%であった。過去3年間の合格率の推移は、平成16年度が 14.5%、平成17年度が 16.8%、平成18年度が 14.5%であった。

## (4) 保育士となる資格取得者における保育士試験合格者と指定保育士養成施設卒業生の割合(年度推移)

図2及び図3は、保育士資格取得者数の年度推移と、資格取得者における保育士試験合格者と指定保育士養成施設卒業生の割合を、昭和24(1949)年から平成18年まで5年ごとに見たものである(平成15年から平成18年までは3年間)。これを見ると、資格取得者における保育士試験合格者の割合は昭和40年代に入り少数となり、平成に入るとほぼ総資格取得者の1割程度で推移していることが分る。

## 3. 近接他職種における国家試験の実施状況

ここでは、保育士の専門性と近接する専門職の多くが国家試験制度を有している状況を明らかにするとともに、養成校の卒業に加えて国家試験を課すこととの関係から言えることをまとめた。

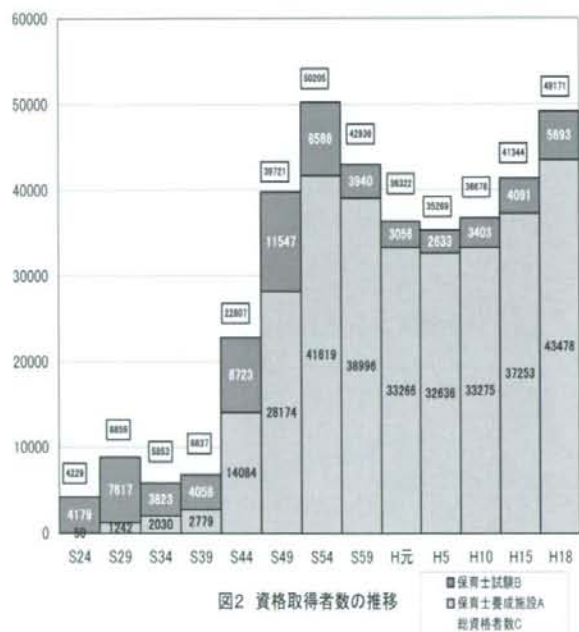


図2 資格取得者数の推移



### (1) 国家試験による資格取得の状況

以下に保育士の専門性と近接する専門職の国家試験による資格取得の状況をレビューする。

#### 1) 社会福祉士

社会福祉士国家試験は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、毎年1回(例年1月)実施されている。試験科目は13科目で、合格基準は総得点の60%程度となっている。合格率は平成20年実施の試験で、30.6%であった。

#### 2) 精神保健福祉士

精神保健福祉士国家試験は、精神保健福祉法に基づき、毎年1回(例年1月)2日間にわたって実施されている。試験科目は13科目で、社会福祉士である者は免除科目が8科目ある。合格基準は、総得点の60%程度の正解を条件に、試験科目の各科目すべてに得点があることとなっている。合格率は平成20年実施の試験で60.4%であった。

#### 3) 介護福祉士

介護福祉士国家試験は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、毎年1回(例年1月に筆記試験、3月に実技試験)実施されている。実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。筆記試験の試験科目は13科目で、実技試験では介護等に関する専門的スキルが問われる。筆記試験の合格基準は、総得点の60%程度の正解を条件に、12科目すべてに得点があることとなっている。実技試験の合格基準は総得点の60%程度である。合格率は平成20年実施の試験で、51.3%であった。

#### 4) 医師

医師国家試験は、医師法に基づき、毎年1回(例年2月、平成16年までは3月、昭和60年までは春と秋に2回実施)3日間にわたって実施されている。試験科目は、臨床上に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能とされ、一般問題・臨床実施問題(計500題)で構成されている。合格基準は、必修問題について80%(絶対基準)の正解をし(禁忌肢の選択が2問以下(1問の年もある))であることを条件)、一般問題・臨床実施問題について、60~65%程度の正解をすることとなっている(必修問題、一般問

題・臨床実施問題両方の合格基準を満たすことが条件)。合格率は平成20年実施の試験で90.6%であった。

#### 5) 看護師

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法に基づき、毎年1回(例年2月)実施されている。試験科目は10科目(一般問題と状況設定問題で構成される)で、合格基準は、必修問題について80%(絶対基準)、一般問題と状況設定問題について例年60%~70%程度の正解となっている(必修問題、一般問題・状況設定問題両方の合格基準を満たすことが条件)。合格率は平成20年実施の試験で90.3%であった。

#### 6) 助産師

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法に基づき、毎年1回(例年2月)実施されている。看護師の免許を有すること(取得見込み含む)が受験の条件となる。試験科目は3科目(一般問題と状況設定問題で構成される)で、合格基準は総得点の60%程度となっている。合格率は平成20年実施の試験で98.1%であった。

#### 7) 保健師

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法に基づき、毎年1回(例年2月)実施されている。看護師の免許を有すること(取得見込み含む)が受験の条件となる。試験科目は3科目(一般問題と状況設定問題で構成される)で、合格基準は総得点の60%程度となっている。合格率は平成20年実施の試験で91.1%であった。

#### 8) 管理栄養士

管理栄養士の国家試験は、栄養士法に基づき、毎年1回(例年3月、平成16年までは例年5月)実施されている。栄養士の免許を有することが受験の条件となる。試験科目は9科目で、合格基準は総得点の60%以上である。合格率は平成20年実施の試験で31.6%であった。

### (2) まとめ

以下に、近接する専門職における国家試験制度をレビューした結果をもとに、現在の保育士養成課程、及び養成校の卒業に加えて国家試験を課す

こととの関係から言えることをまとめてみる。

**1) 実施回数：**とりあげたすべての資格が年1回の実施となっている。

年度内の再チャレンジの機会がないため、就職先決定後に不合格であった学生は翌年度まで無資格となる。

**2) 実施時期：**とりあげたすべての資格が年度末(1月～3月)の実施となっている。

養成校での学びの総仕上げとして位置づけることが可能である。就職決定者が4月の時点で有資格者として勤務することが可能である。

**3) 試験科目数：**医師、保健師、助産師を除いて概ね10科目前後となっている。

現行保育士試験の科目数(実質10科目)もほぼ同じである。

**4) 合格基準：**総得点の60%程度とする国家資格が多い。医師や看護師のように、必修科目に関しては80%という条件を加えている資格もある。

現行保育士試験の合格率とほぼ同じである。必修科目のみ基準を変える、医師、看護師国家試験の方法をどのように考えるかが検討課題となる。

**5) 段階：**資格取得に段階を設けている資格がある。

**ア) 2段階の試験：**介護福祉士は、筆記試験の合格者のみが実技試験に進むことができる。

現行保育士試験も同様である。

**イ) 2段階の資格：**管理栄養士は栄養士資格(厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士としての必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受ける。)を取得していることが条件となっている。

同様の方法を保育士養成にあてはめると、養成校卒業時に「保育士」の資格が与えられ、資格を与えられた者が、さらに上級の資格を取得するための国家試験を受けることになる。国家試験に落ちても、養成校を卒業していれば、「保育士」資格を有して勤務することが可能となる。

**6) 合格率：**医師、看護師、助産師、保健師など医療系資格は90%程度と際だって高いが、その他

の資格は30%～60%である。福祉系資格の中で合格率が最も高い資格は精神保健福祉士(60.4%)である。医療系資格並みに合格率を引き上げると、福祉系資格の中では際だって高い合格率となる。(表1、表2参照<sup>7)</sup>)

## II. 保育士国家試験の考え方

上記の調査結果と有識者等へのヒアリングで得られた意見を踏まえ、現行の保育士養成課程を前提として、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことを検討するための基本的な考え方を示す。

### <保育士国家試験の考え方>

- (1) 養成の段階において修得する必要最低限の知識について問う
- (2) 試験は筆記試験によって行い、実習及び実技試験は免除する
- (3) 保育士国家試験は、年1回、実施する
- (4) 全ての科目の6割以上を得点した者を合格とする
- (5) 国家試験において一部合格した科目については再受験を免除する

#### 1. 「養成の段階において修得する必要最低限の知識について問う」ことについて

本研究が行った質問紙調査及び有識者等に対する聴き取り調査の結果では、養成校の卒業に加え国家試験を課す際に「難易度の高い試験を課すべき」とする意見は少数であった。このことから、児童の保育とともに親への保育指導を含めた保育士の専門性を一定以上に保つための国家試験を課すに際しては、そこにおいて求められるレベルが養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うものに止められるべきであると考えられる。

#### 2. 「試験は筆記試験によって行い、実習及び実技試験は免除する」ことについて

<sup>7)</sup>資料は、厚生労働省ホームページ資格・試験案内による。<http://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/>(2008年12月23日現在)



「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇児発第 1209001 号、平成 15 年 12 月 9 日）の別紙 3「教科目の教授内容」において実習として示される必修科目は、「保育実習」と「小児保健」（講義・実習）であるが、「保育実習」に掲げられる目標及び内容の修得状況を国家試験として問うことは著しく困難である。また、同「教科目の教授内容」において実技として示される必修科目はないが、一般には「基礎技能」に示される教授内容や現行保育士試験において実施される「実技試験」（音楽・絵画制作・言語の 3 分野）を想起することができる。仮に、ここで言う「実技」を試験科目に組み入れた場合に生じる課題（出題基準、採点の平準化、試験会場の確保等）を検討すると、養成校の卒業に加え課す国家試験の範囲に組み入れることは現実的ではないと判断される。

以上の理由から、養成校の卒業に加え課す国家試験は筆記試験により行うことが妥当と考えられる。

### 3. 「保育士国家試験は、年 1 回、実施する」ことについて

現行の保育士試験を含め、保育士の専門性と近接する専門職の国家試験は年 1 回実施されている。評価の客観性、透明性等の確保が必要な国家試験においては、質の高い良問からなる試験を実施するため、問題の作成方法やその精選方法についての綿密な検討・推敲と不断の事後評価が不可欠である。そのため信頼性の高い試験を安定的に実施していくためには、一定の準備期間が必要である。従って、養成校の卒業に加え国家試験を課すことを検討する際には、近接する専門職における国家試験との整合性を保つ方向から検討すべきであり、試験は年 1 回実施することが適切であると判断できる。

また、保育士国家試験は国の責任において実施することが適切である。

### 4. 「全ての科目の 6 割以上を得点した者を合格とする」ことについて

現行の保育士試験における合格基準が各科目

について 6 割以上の得点を得ることと定められていることから、養成校の卒業に加え国家試験を課す際には全ての科目の 6 割以上を得点した者を合格とすることが妥当と考えられる。

### 5. 「国家試験において一部合格した科目については再受験を免除する」ことについて

保育士試験において一部科目を合格した者については、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 で、「都道府県知事は、第 6 条第 2 項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目のある者に対しては、その申請により、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することができる」と定められている。従って、養成校の卒業に加え国家試験を課す際に、同一専門職の資格取得に係る条件に整合性を保つ必要があると考えられることから、国家試験において一部合格した科目については再受験を免除することが適切と判断される。

また、養成校の卒業に加え国家試験を課すことの基本的な考え方が、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うことにあることから、卒業時に与えられる受験資格は国家試験の不合格をもって制限されることが適切でないこと、さらに、後述のように、一部不合格の者でも保育に貢献することが可能であることなどから、受験回数に制限を設けることは適切ではないと考えられる。

## Ⅲ. 保育士国家試験試案

以下に、上記の考え方をもとに想定できる国家試験の形態を検討する。

### 1. 試験科目案

養成校の卒業に加えて課す国家試験の試験科目については、①現行「保育士試験」をモデルとする案、②養成課程の「必修科目」を試験科目とする案、③養成課程の「系列」を試験科目とする案、の 3 案を検討することができる。

#### （1）第 1 案 現行「保育士試験」をモデルとする案

第 1 案は、現行保育士試験の筆記試験を課す案

である。その際、出題数・試験時間は現行保育士試験と同様とするが、前掲「保育士国家試験の考え方」に基づき、現行保育士試験における筆記試験のすべてに合格した者に対し行う「実技試験」は行わないこととする。

なお、現行「保育士試験」を養成校の卒業に加えて課す国家試験のモデルとする場合、現行保育士養成課程において必修科目として示されている教科目のうち、「保育士試験」の試験科目にない教科目について留意する必要がある。

#### <留意事項>

- ①「社会福祉援助技術」：社会福祉で部分的に出題されているが、教授内容の概要に示される内容までは及んでいない。
- ②「保育内容」：保育原理・発達心理学で部分的に、保育実習理論に多く出題されている。新国家試験において、保育実習理論が受験科目でなくなることを想定した場合、何らかの対応が必要である。
- ③「養護内容」：児童福祉で部分的に、養護原理で多く出題されている。
- ④「教育心理学」：教育原理で部分的に出題されている。発達心理学との関係のなかで検討が必要である。
- ⑤「家族援助論」：保育原理・児童福祉・養護原理・小児保健・小児栄養・精神保健で部分的に出題されている。
- ⑥「基礎技能」：保育実習理論で多く出題されている。試験科目として独立させるか検討が必要である。
- ⑦「障害児保育」：精神保健・小児栄養・保育原理で部分的に出題されている。
- ⑧「乳児保育」：発達心理学・精神保健・小児保健・小児栄養で部分的に出題されている。

なお、⑦「障害児保育」、⑧「乳児保育」については、現在の保育の実情を考えたときに、他科目に包含することで十分か、検討が必要である。

### 2) 第2案 養成課程の「必修科目」を試験科目とする案

第2案は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の(別紙3)「教科目の教授内容」(以下「養成課程」)に示される「必修科目」

のうち、「保育実習」と「総合演習」を除く全必修科目を試験科目とする案である。

なお、この場合、現行の保育士試験に含まれていない科目について、現行保育士試験の筆記試験を参考に出題数・試験時間などを検討すると、試験日程等が大幅に延長されることが予想される。

### 3) 第3案 養成課程の「系列」を試験科目とする案

第3案は、「養成課程」を構成する「系列」(①保育の本質・目的の理解に関する科目、②保育の対象の理解に関する科目、③保育の内容・方法の理解に関する科目、④基礎技能、⑤保育実習、⑥総合演習)を試験科目とする考え方である。

「系列」を試験科目とする具体内容として、例えば「保育の本質・目的の理解に関する科目」の系列については、それを構成する必修科目「社会福祉」「社会福祉援助技術」「児童福祉」「保育原理」「養護原理」「教育原理」の各科目から全30問程度を出題し、90分の試験時間とすることなどが考えられる。これには以下の2案が考えられる。

#### <3-1案 (4試験科目案)>

4試験科目案は、「養成課程」において示される教科目の「系列」のうち、「保育実習」と「総合演習」を除く、「保育の本質・目的の理解に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法の理解に関する科目」「基礎技能」を、それぞれ「試験科目」とする案である。

「保育実習」を試験科目とする系列から除外した理由は、前掲「保育士国家試験の考え方」に基づくものである。また、「総合演習」を除外した理由は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の資料として示される「教科目の教授内容」において「総合演習」の「目標」として掲げられる以下の3点から、国家試験において「養成の段階において修得する必要最低限の知識」として問うことが適切ではないと考えられるためである。

「総合演習」演習2単位

<目標>

1. 保育に関する自発的、科目横断的な学習能力を習得させる。
2. 保育に関する現代的課題について、問題等の現



状分析・検討を行わせる。

3. 問題解決のための対応、判断方法等について検討させる。

### <3-2案 (3試験科目案)>

3試験科目案は、上記の「試験科目」のうち「基礎技能」を除外し、その内容を「保育の内容・方法の理解に関する科目」において出題する案である。「基礎技能」を除外した理由は、前掲「保育士国家試験の考え方」における「(2) 試験は筆記試験によって行い、実習及び実技試験は免除する」考え方を踏襲したこと、「基礎技能」における筆記試験の出題内容と「保育の内容・方法の理解に関する科目」との間に重複が生じないことを考慮したからである。

#### (2) 試験範囲案

試験科目の出題範囲は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の(別紙3)「教科目の教授内容」に示される内容に準ずるものとする。

#### (3) 合格基準

「養成の段階において修得する必要最低限の知識について問う」ことを主旨とすることから、全ての科目の6割以上を得点した者を合格とする。

#### (4) 試験の実施主体

保育士国家試験の実施主体は、保育士の専門性と近接する専門職の国家試験と同様に国とする。

#### (5) 実施時期と回数

保育士国家試験は、年1回、各都道府県において実施する。また、試験は、各養成校において資格の取得が可能となる適切な時期に実施する。

#### (6) 受験資格

受験資格は、指定保育士養成施設において定められた課程を修めて卒業した者、及び卒業見込みの者とする。

#### (7) 救済措置について

指定保育士養成施設を卒業し、保育士国家試験に不合格であった(あるいは受験しなかった)者は、何度でも試験を受験することができる。

また、保育士国家試験において一部合格した科目については、一定期間、有効とし、再度受験する際には試験科目として課さない。

### 4 国家試験を導入する際の課題(現行養成課程を前提に国家試験を課す案をもとに)

ここでは養成校の卒業に加え国家試験を課す際に留意すべき諸点を整理する。

#### (1) 制度上の課題

養成校の卒業に加え国家試験を課すことについては、以下に示す児童福祉法等関連法令の改正が必要である。

##### 1) 保育士の資格

児童福祉法第十八条の六(保育士の資格)

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

1. 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という。)を卒業した者
2. 保育士試験に合格した者

##### 2) 保育士試験との整合

児童福祉法第十八条の八(保育士試験の実施)

第十八条の八 保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。

2 保育士試験は、毎年1回以上、都道府県知事が行う。

3 保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせるため、都道府県に保育士試験委員(次項において「試験委員」という。)を置く。ただし、次条第1項の規定により指定された者に当該事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 試験委員又は試験委員であつた者は、前項に規定する事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### 3) 保育士の登録

児童福祉法施行令(保育士の登録)

第六条の三十二 都道府県知事は、令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が保育士となる資格を有すると認めるときは、保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第六号様式による保育士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

○2 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、申請書を当該申請者に返却する。

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合に於ては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に提出しなければならない。

## （２）養成段階における課題

本研究で実施した保育士養成施設教員に対する調査結果では、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて消極的な意見が多く見られた。以下に養成段階における主要な意見を整理する。

### 1) 本研究における質問紙調査の結果

養成校の卒業に加え国家試験を課すことについて、質問紙調査により養成校教員に考え方を聞いたところ、国家試験をせずに「現行のままでよい」という意見が 52.7%、「必要最低限レベルを確認する程度に国家試験を課す」が 39.6%、「難易度が高い国家試験を課す」という意見が 1.5%であった（「その他」が 4.8%）。国家試験を課すことについて、養成校の賛成は4割に止まる結果であった。また、これについては保育士を養成する指定保育士養成施設の学校種間に意見の相違が見られた。すなわち、「現行のまま国家試験を行わない」とする現行制度を継続する意見は、多い順に「各種・専修学校」「短期大学」「4年制大学」であり、反対に「必要最低限を確認する程度に国家試験を課す」及び「難易度が高い国家試験を課す」として、国家試験導入を容認する意見は多い順に「4年制大学」「短期大学」「各種・専修

学校」という結果であった。

### 2) 養成校教員のヒアリング結果

前述したように、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、保育士養成校教員のヒアリング結果は、条件付の賛成などもあり、多様であった。国家試験の導入に積極的な意見は、①保育士の質の確保・向上の観点、②保育士への社会的信頼・評価・地位の向上、③ほとんどの福祉分野の資格が国家資格となっている現状を踏まえた資格の位置づけ、などを根拠にしたものである。これに対し消極的な意見は、国家試験導入により現状の保育士養成の姿が変質することに対する危機感がみられる。また、そもそも保育士の専門性は生涯にわたり発達していくもので、試験を通過することでよしとするのではなく、基礎の上に経験を積むことが必要とするような意見もみられた。

### 3) 導入に消極的な意見

以下に養成校教員のヒアリング結果に施設・学識経験者の意見も含め、国家試験を課すことについて消極的な意見を整理する。

#### ①知識偏重への危機

標記に関する意見は、「試験を導入することで知育重視の教育になり、養成校の豊かな取組みが損なわれるのではない。」「いろいろな経験をした人が保育者になればよいと思っている。例えば保育士の試験を受けなければ保育士になれない」と試験だから要領のいいとか頭いい人に偏ってしまう」などである。

#### ②受験予備校化して豊かな学びを損ねる

標記に関する意見は、「試験のための授業となることへの懸念」「養成の場での学ぶ目的が試験のためというような形で矮小化されることが危惧される」である。

#### ③保育士の専門性は生涯発達させていくことにその特質がある

標記に関する主な意見は、「専門性は現場に行かないと身につかない。養成校では学び方や、保育士としての基礎を学ぶ。基礎的な共通部分をしっかりと勉強して、現場に出てから学ぶことができる力を身につけることが重要」などである。



なお、養成校の卒業に加え国家試験を課すことによって生じる問題として、養成の段階においては、保育士の職務を担う職場への採用内定者が国家試験に不合格となる事態をあげることができる。また、採用及び現職の段階においては、保育士資格が名称独占資格であるものの業務独占資格となっていないため、採用を内定した者が国家試験に不合格となっても保育業務に携わることが違法ではないが、国家試験に合格するまでの間、現職の段階においてその処遇になんらかの差異が生じることが懸念される。

#### IV. 結論

保育士の質を担保するために、2年制保育士養成課程を修了する際には、国家試験を行う。国家試験は年に一度とし、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うもの（難易度の高くないもの）として、6割程度を正解した者を合格とする。養成校を卒業（見込みを含む）した者は、いつでも受験することができ、養成校の卒業に加えて、これに合格した者が、保育士資格を取得できることとする。ただし、不合格の科目がある場合にも、合格した科目は一定期間有効とし、不合格の科目のみ繰り返し受験することができる。

なお、国家試験を課さない場合の選択肢として、教員免許状のように資格取得後一定程度の年数の後に更新する制度の導入も考えられる。

表1 近接他職種における国家試験の実施状況

	社会福祉士国家試験	介護福祉士国家試験	精神保健福祉士国家試験
根拠法	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)(H19年6月15日現在)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号、第40条第3項において準用する第6条の規定)	精神保健福祉士法(H9年法律第131号)
試験期	第20回社会福祉士国家試験	第21回介護福祉士国家試験	第10回精神保健福祉士国家試験
日	H20年1月27日	① 筆記試験 H21年1月25日 ② 実技試験 H21年3月1日	H20年1月26日、27日
試験科目	社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学、医学一般、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術、介護概論、老人福祉論	(1) 筆記試験 :社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術(演習を含む)、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術 (2) 実技試験 :介護等に関する専門的技能	精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、精神保健福祉援助技術、医学一般、心理学、社会学及び法学 なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、下線の試験が免除される。
合格基準	次の2つの条件を満たした者を合格者とする。  (1) ア 総得点150点に対し、得点87点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は1問1点である。) イ 試験科目の一部免除を受けた受験者(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条の2) 総得点70点に対し、得点44点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は1問1点である。)  (2) (1)のA又はイを満たした者のうち、(1)のAに該当する者にあつては、試験科目(ただし、社会福祉援助技術については、「一問一答問題」と「事例問題」をそれぞれ別個の試験科目とみなす。)14科目((1)のイに該当する者にあつては、6科目。)の各科目すべてにおいて得点があった者。	(1) 筆記試験の合格基準(第20回) 次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。 ア 総得点120点に対し、得点82点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は1問1点である。) イ Aを満たした者のうち、以下の「12科目群」すべてにおいて得点があった者。 (1)社会福祉概論 (2)老人福祉論 (3)障害者福祉論、リハビリテーション論(4)社会福祉援助技術(演習を含む) (5)老人・障害者の心理(6)家政学概論、レクリエーション活動援助法 (7)医学一般、精神保健(8)介護概論(9)介護技術(一問一答問題) (10)介護技術(事例問題) (11)形態別介護技術(一問一答問題) (12)形態別介護技術(事例問題) (2)実技試験の合格基準 筆記試験の合格者のうち、次の条件を満たした者を実技試験の合格者とする。 総得点100点に対し、得点53.33点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、課題の難易度で補正した。)	次の2つの条件を満たした者を合格者とする。  (1) ア 総得点160点に対し、得点80点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は1問1点である。) イ 試験科目の一部免除を受けた受験者(精神保健福祉士法施行規則第6条) 総得点80点に対し、得点39点以上の者(総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は1問1点である。)  (2) (1)のA又はイを満たした者のうち、(1)のAに該当する者にあつては、試験科目(ただし、精神保健福祉援助技術については、「一問一答問題」と「事例問題」をそれぞれ別個の試験科目とみなす。)14科目((1)のイに該当する者にあつては、6科目。)の各科目すべてにおいて得点があった者。
受験者	45,324名(第20回)	142,765名(第20回)	7,375名(第10回)
合格者	13,865名(第20回)	73,302名(第20回)	4,456名(第10回)
合格率	30.6%(第20回)	51.3%(第20回)	60.4%(第10回)



表2 近接他職種における国家試験の実施状況

	医師国家試験	看護師国家試験	助産師国家試験	保健師国家試験	管理栄養士国家試験
根拠法	医師法(昭和23年法律第201号)第10条	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条	栄養士法(昭和22年法律第245号)第5条の2
試験期日	第103回医師国家試験	第97回看護師国家試験	第92回助産師国家試験	第95回保健師国家試験	第23回管理栄養士国家試験
	H21年2月14、15、16日	H20年2月24日(日)	H21年2月19日	H21年2月20日	H21年3月22日
試験科目	臨床に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能 「医師国家試験出題基準」による	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康、基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学 精神看護学	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理	地域看護学、疫学・保健統計及び保健福祉行政論	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
合格基準	一般問題を1問1点、臨床実地問題を1問3点とし、 (1)から(4)のすべての合格基準を満たした者を合格とする。 (1) 一般問題 130点以上/200点 (2) 臨床実地問題 399点以上/600点 (3) 必修問題 160点以上/200点 但し、必修問題の一部を採点から除外された受験者にあつては、必修問題の得点について総点数の80%以上とする。 (4) 禁忌肢問題選択数 2問以下 (102回)	【第97回看護師国家試験】 必修問題および一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①②のすべてを満たすものを合格とする。 ◆(1) 必修問題 24点以上/30点 (2) 一般問題 180点以上/270点 状況設定問題	【第92回助産師国家試験】 一般問題を1問1点(75点満点)、状況設定問題を1問2点(60点満点)とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。 ◆総得点 81点以上/135点	【第95回保健師国家試験】 一般問題を1問1点(75点満点)、状況設定問題を1問2点(58点満点)とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。 ◆総得点 80点以上/133点	総合点60%以上の者(200問中120問以上の正解)
受験者	8,535名(102回)	51,313名(第97回)	1,722名(第92回)	11,055名(第95回)	22,073人(第22回)
合格者	7,733名(102回)	46,342名(第97回)	1,690名(第92回)	10,066名(第95回)	6,968人(第22回)
合格率	90.6%名(102回)	90.3%(第97回)	98.1%(第92回)	91.1%(第95回)	31.6%(第22回)

## 第7章 保育士試験について

### I. 調査結果から

平成 18 (2006) 年度に実施した施設への質問紙調査結果において、現行の保育士資格取得試験について尋ねたところ、「新たに条件をつけて行う」(59.3%)、「現行のまま資格取得試験を残す」(26.8%)、「保育士試験による資格取得は廃止する」(11.3%)という順であった。新たに付加する条件の内容をみると、「実習を課す」(68.9%)、「実務経験を課す」(53.1%)、「スクーリングを課す」(48.9%)となっている。

平成 19 (2007) 年度に実施した養成校への質問紙調査結果では、「新たに条件をつけて行う」(60.4%)、「保育士試験による資格取得は廃止する」(21.2%)、「現行のまま資格取得試験を残す」(15.8%)という順になっている。新たに付加する条件の内容をみると、「実習を課す」(79.4%)、「実務経験を課す」(41.2%)、「スクーリングを課す」(49.1%)となっている。養成校調査では、施設調査と比較すると「現行のまま資格取得試験を残す」よりも「保育士試験による資格取得は廃止する」という意見が 10%程度多くなっていた。

2006 年度、2007 年度に実施した質問紙調査結果を合わせてみると、施設・養成校共に、「今後、保育士取得試験については、新たに条件をつけて行う(施設 59.3%、養成校 60.4%)」という意見が多い。

施設でのヒアリング調査の結果も同様の傾向であり、多様な人材確保のために残すべきという意見が多く見られるが、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢である。一方で、なくしても良いとする意見もある。現行の保育士試験を残す理由として、「途中から入ってきた人は熱心」、「社会人としての経験や視野を広めた専門家がこれからも必要」という意見がある。廃止する理由としては、「保育士は他の人と協働して働くので、きちんと教育課程で他の学生と学ぶという要素が大事」という意見や、「通信制でもいいので学校で学ぶ」という意見がみられた。新たに条件をつけて行うという意見の条件の内容をみると、受験資格として、あるいは合格後に「現場実習」、「現場経験」、「スクーリング」を課すという意見が多い。国家試験の内容について

も、「偏差値の高い人が点をとれるものでなく、試験を受けることによって、センスが身につくようなケース対応の問題が含まれる必要がある」という意見が見られた。

学識経験者のヒアリング結果では、各氏それぞれに現行の保育士試験へのスタンスが異なっている。新たに条件をつけて行うという意見では、その方法として、「多様な人材登用や実績をみるとあった方がよい。今までの枠組みだけで保育士試験を考えるのではなく、別なやり方も模索していいのではないか。例えば子育て支援養成講座は、現場に出て行った人たちが戻ってきて報告しながらディスカッションする演習形式などによってバックアップ研修をやっているところもある」「保育士試験で通った人の採用は仮採用とする。採用に当たっては、特に実習などのプレサビスのトレーニングを設ける」という提案がみられた。一方で、「養成校卒業生に国家試験を実施する時には、実務経験とスクーリングなどで道は残しておくが、今やっている保育士試験はなくす」、「国家資格としながら今の保育士試験を併用させることは不合理であると思う」という意見もみられた。

養成校の教員へのヒアリング調査の結果では、現行制度のような保育士試験について、「必要」とする意見は多いが、その中の多くは現行制度のままではなく、今後何らかの改善を必要とする見解が多かった。「他の分野を学ぶ人のために、広く門戸を開く必要がある」「他資格を取得していたり、すでに他分野で活躍している人の保育現場への活用のためにも、その必要性がある」といった理由から保育士試験を必要とする一方、改善点として、試験だけでなく「実習」、「演習」、「スクーリング」を課す必要性もあげられた。また「幼稚園教諭等の資格」「現場の体験」といった一定の条件をもつ者に対する試験は存続させる意見がある一方、「試験と養成校の養成に差があることは望ましくない」、「無資格者から有資格者への切り替えがはかられていた時代に導入されたもので、すでに役割は終わっている」などの理由から「必要ない」「なくしていくべき」とする意見もあった。

### II. 考察



調査の結果から、保育士試験の今後について、以下のような選択肢が考えられる。

第一に、現行のまま存続、第二に、条件付きで存続、第三に廃止である。

第一の選択肢では、調査からも見いだされるように、保育士養成課程と並行して保育士試験による資格取得の道があることで、保育士という職業を選択する機会の幅が保たれ、多様な人材を受け入れることや、意欲ある人材を受け入れる可能性がより高いという見方ができる。

一方で、保育士試験による資格取得には、雇用する側と就職する側双方の、経験不足への不安や危惧も伴っている。そのため、第二の選択肢として、多様で意欲ある人材のリクルートという利点は維持しながらそれらの不安を払拭する方法として、一定期間の実習や実務経験等を受験資格とする、または試験合格後に義務付けるといった形での条件を付すというあり方が考えられる。

第三に、調査結果から廃止という選択肢も考えられる。そもそもかつての保育士（当時は保母）試験は、養成施設が少ない時代に保育所のニーズの増大に対応するために創設されたもので、保育士養成施設が大幅に増加した近年においては、すでにその使命を終えたという見方ができる。多様な人材のリクルートという意味においても、高等教育が大衆化した現在では、かつてに比べれば人材の多様化が期待できる。一方で、他の職業を経た成人が参入するといったことにおいては、現在よりコストがかかることになる。

廃止という選択肢の理由のもう一つは、現在の保育士の職務により高い専門性が求められるようになってきたということが挙げられる。子どもの保育に加えて、その保護者や地域の子育て家庭の支援、障害のある子どもの保育、虐待への対応など様々な課題に対応するためには、高等教育機関において一定の教育課程を修めることが不可欠である。

なお、保育士養成施設（養成校）卒業に加えて国家試験を課し、これに合格することによって保育士となる資格を有するとした場合の整合性について試案を示すこととする。

結論的にいえば、この保育士試験に合格した者に対して、合格前、合格後を含めて、一定程度の実地体験（実習、ボランティア体験など）、あるいは実

務経験を課すこととし、この条件を充たした者が保育士（2年制）となる資格を有するものにするというものである。

## 第8章 結果の要約と考察

### I 保育士養成における利用者の意向に関する調査

保育士そのもの及びその養成のあり方を考える際、過去2年間は職場として保育士を受け入れる児童福祉施設や障害者施設と、保育士を養成する指定保育士養成施設（養成校）を対象にアンケート調査や関係者に対するヒアリング調査を実施してきたが、本年度は、保育士が勤務する施設の利用者の声、すなわち、意見や意向を利用者本人及び保護者から聞く必要があるとの認識のもとに調査を実施した。

調査対象は、保育所、養護系施設、障害（児・者）系施設の利用（経験）者本人又は保護者で、保育所の保護者2名、養護系施設利用経験者3名、障害系施設の保護者2名の計7名であった。

調査内容は、①利用者及び保護者にとっての望ましい保育士像、②施設の利用をとおして良かった経験、助かった経験、困った経験、③保育士養成課程への示唆等である。

結果について概観すると以下のとおりである。

まず、調査対象者からあげられた望ましい保育士像についての意見では、①「子どもの視点で、子どもにとってどうか」を考えることのできる職員や、「子ども中心の視点」をもつ職員など、子どもを主体とする視点の必要性が指摘されている。②子どもへの愛情については、保育所では、「連絡帳のエピソードを通じて、可愛がっていると感じられる」や、障害系施設では、「子どもと接する姿を見て、子どもの反応により、大事にされていることが分かる」などというものであった。③親身になるでは、養護系施設の利用者の弁として、「付きっきりでいる」、「気遣ってくれて、残っていてくれた」、「マンツーマンでつきあってくれた」など、集団としての子どもではなく、一人ひとりの子どものニーズに応えようとする姿が語られている。④子どもの人権の尊重については、保育所では「子どものしかり方」についての指摘で、「保育士は、子どもの世界観、人生観に影響を及ぼす大事な仕事であり、大人は圧倒的に子どもより強いということを子どもの側にたった目線で意識すること」や、「他の子どもがいないところで、その子どもの発達に応じた叱り方をして

ほしい」という要望が述べられている。養護系施設の利用経験者からも、叱り方について、「優れた職員は、子どもを叱ることができる人であり、上からモノを言うのではなく、子どもの目線で言ってくれる。そうではない職員は感情に任せて怒るだけだ」という指摘があった。⑤保護者への対応では、良好な支援が行われている例の一つとして、「働いていることを応援してもらえて、支えられた」というものである。保護者としての頑張りを求められることはプレッシャーになるが、職業人として共感や理解を示されることが保育者への信頼につながるというものである。一方で問題点として「伝え方の悪さ・まずさ」が指摘されている。また、障害児の場合には、家庭でもできる小さいことでも助言を受け、「成功体験を共有し、子どもの変化が喜べる」ことが大事であることや、保護者の障害受容における保育士の役割についての意見があげられた。すなわち、「保護者が早期に障害受容できることが、子どもの人生の幅を広げるためにも大切であるが、その事実を受け止めるための手伝いができるのが保育士」であるとの指摘である。

次に保育士養成への示唆についてみると、子どもの発達の理解、養成課程においては発達心理学、また小児保健、障害児についての知識を持ち、小児科医師等とは異なるケアのできる保育士やまた、学童期以降の子どもに対する保育士養成の必要性が語られた。実習では、まず、実習期間を長期化することの必要性があげられた。さらに、実習生を受け入れる保育所の保護者としては、「子どもがいろいろな年代の人と関わりながら育てほしいので、いろいろな人が保育所に入出入りすることはよい」という意見もあった。

一方、養護系施設利用者では、年齢が低い時は実習生が好きだったが、「また来るよ」と言って帰って行く実習生が来なかつたりして、入所児童が保護者から味った失望体験を実習生自身が子どもたちにさせていることに気づいていないことや、施設は入所児童の生活の場であるので、自分たちの生活のルール（初めて会う人への挨拶等）は最低限してほしいとも語られた。保育士資格取得のために養成校卒業に加えて国家試験を課すかについては、専門性の向上のためにも、また意欲のある質の高い保育士を養成するためにも、導入されることが望ましいという意見があげ



られたが、その一方で学力以外の「人を受容できる心」などの適性を判定する仕組みの必要性についても指摘された。

また、保育士試験については、これを反対する意見（廃止する）と何らかの形で実習を取り入れる仕組みを導入し、子どもが1日の大半を過ごす保育所での体験の必要性が指摘された。養成校卒業後のステップアップについては、養成課程で身につけることが求められること以外にも、現場に出てからでなければ学ぶことができないこともあるのではないかという意見があげられた。

以上、調査対象者からあげられた望ましい保育士像についての意見では、「子ども主体」、「子どもへの愛情」、「親身に向き合う姿勢」「障害の受容への援助」など子どもや保護者の立場に立ち、個別に対応することのできる保育士（職員）の姿が実在の姿として評価される一方で、「子どもの人権の尊重」や「保護者への対応」（特にコミュニケーションスキル）においては、問題となる保育士の姿が具体的な例示とともにあげられ、改善すべき課題が指摘された。

また、これらの課題は保育士養成課程においてのみ改善されるものではなく、養成課程における基礎的な専門知識の習得を土台とし、現場に出るからの専門職としての経験と振り返りの積み重ねにより、獲得されていくものであることが示唆された。

## II 保育士養成課程（カリキュラム）

本研究では、保育士養成課程（カリキュラム）を検討するにあたって二つの方向から検討することとした。一つは、現行（平成14年度から施行）の養成課程を基礎に検討していくものである。いまひとつは、現行のものにはとらわれず、現在、また今後保育士に要請されるニーズに応えるものとして、あらたな視点から、養成課程を考えてみるというものである。ただこの2つの案を考えるに際して、

- ①社会・時代の要請（保育所保育指針の改定等）に応える必修科目の検討
- ②2年制養成課程の総単位数は、現行通り68単位とする
- ③4年制養成課程は、2年制課程を基礎として、より専門性を深化、拡充させる

④現職保育士等のステップアップの仕組みをつくる

⑤原則として、専門科目、教養科目とも大綱化して養成校の独自性を保障することなどを共通の前提とした。

### 1. 保育士養成課程（カリキュラム）A案

A案は、現行の保育士養成課程を基本におきながら、保育所保育指針改定の内容を反映させるなど、時代と社会の要請を視野に入れた改編を試みた。検討に当たったの基本方針は、以下のとおりである。①保育所保育指針改定の内容を反映させる。②専門科目、教養科目ともに大綱化し、養成校の独自性を保障する。4年制養成課程においても、独自設置可能な選択必修単位の幅を増やし、学位に見合ったラーニングアウトカムズを大学ごとに担保するという高等教育改革の方向性と歩調を合わせる。③時代と社会のニーズに合わせて、必修科目を入れ替えるなど科目の精選を図り、一方で、前回改定以降の法改正等に鑑み、必要な教科目を追加する。

#### （1）2年制養成課程案

2年制養成課程は、総単位数を68単位（短期大学卒業62単位）とし、現行の2年制養成課程から減らさないこととした。

#### 1) 名称・内容を変更しない教科目

・「社会福祉」（講義2）・「児童福祉」（講義2）・「養護原理」（講義2）・「養護内容」（演習1）・「基礎技能」（演習4）・「乳児保育」（演習2）・「障害児保育」（演習1）・「保育実習」（実習指導1単位・実習4単位）・「保育内容」（演習6）・「社会福祉援助技術」（演習2）

#### 2) 名称・内容の変更を行う教科目

名称・内容の変更を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

- ①「保育原理」（講義4）→「保育原理」（講義2）+「保育者論」（講義2）

現行の「保育原理」は講義4単位であるが、「保育原理」を講義2単位とし、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図るために「保育者論」（講義2）を新設する。

②「家族援助論」(講義2)→「家庭支援論」(講義2)

子どもの背景にある家庭を支援する、という視点を明確にするために名称変更を行う。

③「障害児保育」→「特別支援保育」

発達障害、障害児と障害が疑われる子どもへのケア、また障害受容が難しい保護者支援や対応等を内容とする。

④教育原理

「教育原理」(講義2)では、小学校との連携についても学習内容とする。

### 3) 改編を行う教科目

教科目の改編を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

①「発達心理学」(講義2)・「教育心理学」(講義2)→「発達心理学」(講義2)

「教育心理学」(講義2)を「発達心理学」(講義2)に統合する。

②「小児保健」(講義4・実習1)・「精神保健」(講義2)→「小児保健」(講義4・実習1)

「小児保健」(講義4・実習1)を、精神保健を含むものと明記した上で5単位とする。

③「小児栄養」(演習2)→「小児栄養」(講義2)

「小児栄養」(演習2)→「小児栄養」(講義2)とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、「保育内容」で中心的に行う。

### 4) 新設・強化する教科目

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

①「計画と評価」(講義2)を新設する。

保育課程、指導計画、評価等について扱う。保育所保育に限らず児童養護施設や乳児院など福祉施設における計画と評価等も含む。

②「保育実習Ⅱ・Ⅲ」に「保育実習Ⅱ・Ⅲ事前事後指導」1単位を加える。

③教養科目は大綱化を図り、教養科目8単位をすべて学校の裁量で科目指定する。

④必修選択科目を8単位→11単位に増加する。養成校が設置する選択科目を20単位以上とし、そのうち11単位を、取得すべき選択必修科目とする。

⑤「総合演習」を必修科目としては廃止する。

### (2) 4年制課程案

#### 1) 4年制養成課程に関する基本的な考え方

4年制養成課程は、2年制課程に新たに2年間の養成を付加するのではなく、従来の課程を4年制に広げて、充実させる(拡充する)という考え方を基本とする。

総単位数を90単位(学士124単位)として、養成校の独自性をより打ち出せるよう配慮する。ちなみに、幼稚園教諭免許状の場合、二種は39単位、一種は59単位である。さらに、実習の違いによるA1案とA2案の二通りを構想した。

#### 2) 新設・強化される教科目(A1案・A2案共通)

①「施設経営論」(講義2)施設長の責務、研修、協働、連携等を内容とする。

②「家庭支援演習」(演習2、A1案選択必修・A2案必修)を新設する。

保護者支援の具体的な方法、地域子育て支援、地域との交流や連携について学ぶ。

③「基礎技能」(演習)4単位→6単位に増加する

#### 3) A1案独自の科目

①「保育実習ⅣまたはⅤ」を設置する。実習の充実を図るため、保育所実習または施設実習を2単位+事前事後指導1単位をおく。

②「児童福祉施設インターンシップ」(必修1)を設置する。実質30時間程度の保育現場での実地体験を自主的に行う。適切な進路選択に資するとともに、実践経験を積む。

#### 4) A2案独自の科目

①「保育実習ⅣまたはⅤ」を設置。専門性の充実として長期実習を実施する。

保育所実習または施設実習12単位+事前事後指導1単位を置く。例えば、13単位の具体案として、ガイダンスに1週、前半6週、中間カンファレンス(養成校)1週、後半6週、最終カンファレンス1週(養成校)で15週などが考えられる。

A2案の大きな長が、長期実習であるが、その必要性は本文に詳述されているが、近接領域の社会福祉士のカリキュラム改正(平成20年6月)でも実習の充実が図られている。また、海外の保育制度を研究する研究者からも、以前から日本の実習の少なさは指摘されているものである。



## 2. 保育士養成課程（カリキュラム）B案

### （1）保育士の専門性のコア

B案は、現行の保育士養成課程にとらわれず、あらたな視点から保育士養成課程を構想するにあたり、まず、保育士の専門性の抽出を行った。手続きとしては、保育士が働くことが想定される職場7カ所（保育所、乳児院、児童養護施設、障害児・者施設、認定子ども園、子育て支援拠点、児童館）をとり上げ、法律（児童福祉法・児童福祉施設最低基準）や、法律に準ずる文書、国の検討会の報告書等などに基づき、それぞれの職場に必要とされる専門性を抽出した。これらの7カ所の施設から抽出されたもののうち、各領域（第3章参照）を横断して共通性が高いもの、及び保育士としての専門性の土台となると考えられるもののいずれかに該当するものを「保育士の専門性のコア」と位置づけた。

「保育士の専門性のコア」として具体的に抽出されたものは、以下の通りである。

#### 1) 保護者支援に関すること

例えば、保護者のニーズを把握する力、個別援助できる力、家庭と連携していく力など

#### 2) 地域の子育て支援に関すること

例えば、地域のニーズを把握する力、育児グループ・サークル、ボランティア活動をサポートする力、親同士の関係形成をサポートする力など

#### 3) 保育士の倫理に関すること

例えば、保育士として規範となる原理を身につける力、いのちに向き合う力、子どもの最善の利益を考えられる力、守秘義務、個人情報保護を実践できる力など

・子どもの人権に配慮できる力など

#### 4) 保育（実践）に関すること

例えば、環境や子どもの変化に気づける力、子どものニーズを把握する力、感動を言葉や体で表現できる力、子どもが自発的、意欲的にかかわることができる環境を構成する力など

#### 5) 自己評価・研修・スーパービジョンに関すること

例えば、個別ケース検討を行える力、総合的にコーディネート・ケースマネジメントできる力、

保育実践を振り返ることができる力など

#### 6) 学校との連携に関すること

例えば、関係機関との連携を強めることができる力、地域に向いて家庭を支援する力、  
・総合的にコーディネート・ケースマネジメントができる力など

#### 7) 協働（チームケア・保育士同士、他職種、地域との交流や連携、ネットワーク）に関すること

例えば、関係機関との連携を強めることができる力、虐待に対応できる力、物事を多面的に捉える力など

以上の「保育士の専門性のコア」をもとに、ここでは2年制養成課程を基礎（基礎資格）とし、4年制養成課程については2年制養成課程での学びを基礎に、さらに専門性を深めるものと考えた。

## （2）2年制養成課程（カリキュラム）案

「保育士の専門性のコア」を修得するための保育士養成課程（2年制）を、以下のように構想した。

### 1) 名称・内容を変更しない教科目

・社会福祉（講義2）・児童福祉（講義2）・養護原理（講義2）・教育原理（講義2）・発達心理学（講義2）・基礎技能（演習4）・障害児保育（演習1）・養護内容（演習1）・家族援助論（講義2）・保育実習（実習5）・教養科目（8）

### 2) 名称・内容の変更を行う教科目

名称・内容の変更を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

- ①保育原理（講義4）→保育原理（講義2）+保育者論（講義2）の形にすることにより、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図る。
- ②社会福祉援助技術（演習2）→相談援助Ⅱ（演習2）と名称変更し、ソーシャルワークについて学ぶ。相談援助Ⅰと相談援助Ⅱの内容の連続性を確保する。（相談援助Ⅰについては（4）新設・強化する教科目の部分で詳述する。）
- ③総合演習（演習2）→保育実践演習（演習2）とし、人間の権利と福祉に係わる実践研究を行う。

保育士養成課程での学び全体を振り返る科目としての性格をもたせる。

④保育内容（演習6）→従来の5領域を中心とした学びに加え、養護（生命の保持・情緒の安定）に関する内容を強化し、保育内容総論の内容も含む。

### 3) 改編を行う教科目

教科目の改編を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

①教育心理学（講義2）→発達心理学に従来の教育心理学における学習内容を組み込み、保育実践との関連が密接な教科目とする。

②小児保健（講義・実習5）と精神保健（講義2）→小児保健（講義4・演習1）とし、小児保健の中に、現行の精神保健における学習内容（心身の健康に関する学習）を組み込む。

③小児栄養（演習2）→小児栄養（講義2）とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、保育内容の中で中心的に行う。

### 4) 新設・強化する教科目

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

①地域福祉（講義2）を新設する。これは、保育士が働くいずれの領域においても、施設内だけでなく、地域に目を向けて協働していくことの重要性が高まっている現状を受けている。たとえば、保育所における地域子育て支援、小学校・地域社会資源との連携などである。

②相談援助Ⅰ（演習1）を新設する。保育士が家庭への支援を行う必要性が高まっていること、保育所保育指針において、保育士の保護者への指導が位置づけられたことなどから、保護者指導のためのスキルを学ぶ教科目として設置する。

③計画と評価（講義2）を新設する。保育所における保育課程・指導計画、養護系・障害系施設における自立支援計画など、保育士が働くいずれの領域においても、計画の作成と実践の評価は行われる。計画と評価に関する内容に特化した教科目を設置することにより、より専門的かつ具体的な学習が期待できる。

④保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習2）→保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習指導1＋実習2）の形にし、内容を強化する。

### (3) 4年制養成課程（カリキュラム）案

4年制養成課程は、2年制養成課程を基礎（基礎資格）とした上で、より高い専門性を獲得するための課程と位置づけ、カリキュラムを以下の視点から考えている。

#### 1) 基本的視点

①保育士が働く領域（第3章参照）それぞれに固有の専門性を深める内容

2年制養成課程（保育士としての専門性のコア・共通基盤）を学んだ後に、さらに2年間かけて各領域の専門性に関する学びを進化させる。

②保育士が働くそれぞれの領域に共通するが、高い専門性を必要とするものであり、基礎的な学習後（2年制養成課程修了後）に学ぶことが適切であると考えられる内容のもの。

#### 2) 4年制養成課程修了保育士に求めるもの

4年制養成課程を修了した保育士には、保育に関してより深く、専門領域別に特化した専門性をもち、多様なニーズに応えられる資質・能力をもつことが期待される。

#### 3) 保育士資格について

4年制養成課程修了者の保育士資格は、領域別に分けず、全ての領域に共通する単一の資格とする。

#### 4) 保育実習の場について

4年制養成課程の保育実習は、2年制養成課程の保育実習を終了した後、「専門領域に応じた場での実習」として行われる。実習の場については、保育士の業務（児童福祉法第18条の4「児童の保育と保護者に対する保育に関する指導」）を根拠に、子どもの保育と保護者支援の両者、あるいはいずれかに係わり、体験的に学習を深めることができる場を範囲とする。

また、実習の場を相談援助系（児童相談所、児童家庭支援センター等）、養護系（乳児院、児童養護施設等）、障害系（各種障害児・者施設）、保育サービス系（保育所・認定こども園等）の4系列に分け、それぞれの系列（専門領域に応じた場）での実習体験が、保育士の専門性に関する学びを